

令和 7 年度食品表示法・健康増進法第 65 条に係る対応状況

1 相談実績(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

	項目	件数	主な相談事例
食品 表示法	衛生事項	34	・冷凍食品の一括表示について (冷凍流通品の一括表示を冷凍食品の項目で作成していたため、説明を行った。) ・サンドイッチセットの表示について (サンドイッチとサラダをセットにして販売する場合の表示について相談があったが、アレルギー表示が個別に表示されていなかったり、表示項目の不足があったため、説明を行った。)
	保健事項	21	・菓子の詰め合わせの栄養成分表示について (菓子数種類を詰め合わせ販売する際の栄養成分表示について相談があったため、外装から見える場所にそれぞれの栄養成分を表示するよう説明した。) ・栄養価計算の方法について (栄養成分表示を行う予定だが、商品数が多いため、計算で算出したいと相談があった。計算方法について、説明した。)
健康 増進法	虚偽誇大広告[第 65 条]	2	亜鉛サプリメントのパッケージについて いわゆる「健康食品」である商品に「代謝をサポート」等の健康増進効果を表示したいと相談があったため、保健機能食品以外は栄養成分の機能や特定の保健機能を表示することはできない旨説明をした。